

独立行政法人教職員支援機構における公的研究費の使用に関する行動規範

平成30年4月1日
理事長 裁定

教職員支援機構（以下「機構」という。）における調査研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。このことを踏まえ、機構は、調査研究の信頼性と公正性を担保し、調査研究業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

機構の職員等（※）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 職員等は、公的研究費が機構の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び機構が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 職員等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 職員等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（※）職員等とは、機構に所属する（非常勤職員を含む。）公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいう。